

岩手県告示第147号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成28年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 施行者の名称 盛岡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業3・3・21号梨木町上米内線
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成15年10月7日から平成31年3月31日まで
- 2（1） 施行者の名称 盛岡市
- （2） 都市計画事業の種類及び名称 盛岡広域都市計画道路事業3・5・65号盛岡駅青山線
- （3） 事業地
 - ア 収用の部分 変更なし
 - イ 使用の部分 なし
- （4） 事業施行期間 平成21年6月9日から平成30年3月31日まで